

基本構想変更原案（天王寺・阿倍野地区、新大阪地区）について

第6回協議会以降、変更原案について検討を行った内容は次のとおり。

■ 共通事項

（主な検討内容）

- ・基本構想の対象者の見直し
- ・交通アクセス UD ガイドライン等を踏まえた整備等の方針・内容の見直し
- ・バス車両及びタクシー車両の整備等の方針・内容
- ・心のバリアフリーの取組内容（バス車両、タクシー車両、大阪市関係）

（検討状況）

目次	項目	検討状況	備考
1-4 重点整備地区における バリアフリー整備の実施状況	市民・当事者から見たバリアフリー 整備の現状	・特定事業計画の実施状況の評価（定量評価）に加え、 各地区ワークショップにおける当事者等の主な意見を 記載。	資料2
2-1 基本理念〔全地区共通〕	基本構想の対象者	・SOGIESC の多様性に留意することについて追加	資料3
5-4 鉄道施設の整備等の方針・内容	3.案内・誘導（無人駅）	・第6回協議会での意見を受け、無人改札を含めてワー クショップで意見を聴取	資料2
	6.エレベーター	・整備方針に、17人乗りの記載を追加	資料3
	11.トイレ	・整備方針に、オールジェンダートイレの記載を追加	資料3
	12.休憩施設	・整備方針及び内容に、カームダウン/クールダウンの記 載を追加	資料3
5-5 バス車両及びタクシー車両の 整備等の方針	1 はじめに	・空港アクセスバスについて、適用除外車両の位置付け、 法に基づく基本方針の整備目標を追加	資料3

目次	項目	検討状況	備考
5-5 バス車両及びタクシー車両の整備等の方針	3 整備等の内容	・関係者欄及び心のバリアフリーの取組内容を追加	資料3
6.心のバリアフリー	1 位置づけ	・SOGIESC の多様性に留意することについて追加	資料3
	3 取組内容	・大阪市の取組内容を追加	資料3
参考資料Ⅰ	基本構想における対象者及び特性	・LGBTQ+を追加	資料3
	主な特性	・LGBTQ+を追加	資料3

次ページ以降に、変更原案の検討内容を示す（全地区共通の骨子及び第6回協議会から変更した箇所は赤字で示す。）

- 修正項目:2-1 基本理念[全地区共通] 基本構想の対象者
□検討状況:SOGIESC の多様性に留意することについて追加
(基本理念[全地区共通]から記載)

2-1 基本理念[全地区共通]

基本構想の変更にあたって、現行基本構想、バリアフリー法、関連計画等を踏まえ、全地区に共通したバリアフリー化の基本理念を次のとおりとします。

すべての人が安全・安心で、円滑に移動等のできる空間や環境を形成することにより、生き生きと暮らせる都市の実現をめざす。

日本においては、本格的な高齢社会を迎え、高齢者の自立と社会参加による健全で活力ある社会の実現が求められています。また、障がい者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会をめざすノーマライゼーションの理念の社会への浸透などを背景として、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に支え合う「共生社会」の実現が求められています。

さらに、近年、障害者の権利に関する条約の締結並びに障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）等の関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、高齢者、障がい者等も含めた誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっています。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が社会参加をするための重要な手段となる施設等の移動等円滑化を促進することが重要であり、社会的障壁の除去を図りながら、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

本市においても、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、各種計画や方針等を示し様々な取組を実施しています。基本構想におけるこれまでの取組においては、重点整備地区におけるバリアフリー化が着実に進展する中、全地区共通の基本理念を定め、年齢や障がい等の違いに関わりなく、来訪者も含むすべての人が、安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現をめざして、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

「来訪者を含むすべての人」(基本構想における対象者)

高齢者、障がい者等の移動制約者を念頭におきつつ、**また、SOGIESC※の多様性に留意し、**
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方**にたって**、外国人、妊産婦といった方も含めたすべての人としてします。(参考資料I参照)

※:SOGIESC(ソジエスク)とは、4つの性の構成要素の頭文字を並べたもの。

性的指向・性自認・性表現・性的特徴

・性的指向:SO(Sexual Orientation:セクシュアル オリエンテーション)どの性別に恋愛感情や性的関心が向かうかという指向。

・性自認:GI(Gender Identity:ジェンダー アイデンティ)自分がどの性であるかという認識。

・性表現:E(Gender Expression:ジェンダー エクスプレッション)服装や言葉遣い、振る舞いなど自らの性をどう表現するか。

・性的特徴:SC(Sex Characteristics:セックス キャラクタリスティクス)生物学的な性別を示す身体的特徴。

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

□修正項目:5-4鉄道施設の整備等の方針・内容 6.エレベーター

□検討状況:整備方針に、17人乗りの記載を追加

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
	6. エレベーター (1) 経路の確保	□(6-1-1) エレベーターによるホーム～コンコース階～公共用通路の経路を1以上確保する。隣接する施設のエレベーターを経路とする場合には、当該路線の営業時間内において常時利用できるものとする。
	(2) 構造・仕様	□(6-1-2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくなるよう努める。 ◇(6-1-3) 大規模駅においては、迂回による過度な負担が生じないように、移動等円滑化された経路の複数化に努める。 □(6-2-1) 車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が円滑に垂直移動できるよう、エレベーターを設置する場合は基本的に15人乗り以上とし、可能な限り17人乗りについても検討する。なお、24人乗り以上とすることが望ましい。ただし、既設エレベーターの更新において構造上設置できない場合はこの限りではない。17人乗り以下の場合には、片開き式等、車椅子利用者の円滑な利用に配慮することが望ましい。構造上等の理由により、15人乗り以上が設置できない場合においても11人乗り以上とし、手動車椅子が内部で180度回転できるように努める。ただし、同一箇所に複数台設置する場合はこの限りではない。また、駅の構造により、スルー型や直角2方向出入口型も考慮し、円滑な動線の確保に努める。
	(3) 乗り換え経路の確保	□(6-2-2) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設け、操作盤には点字がはり付けられていること等、仕様の細部については、すべての利用者に使いやすいものとなるように努める。 □(6-3-1) 民間施設の既存エレベーターの活用の推進など、多様な手法により、他路線(自社線、他社線)との乗り換え経路を確保する。活用に際して、当該路線の営業時間内において常時利用できるよう努めるものとする。なお、乗り換え経路の確保にあたって、可能な限り遠回りにならないよう努める。

□修正項目：5-4鉄道施設の整備等の方針・内容 11.トイレ

□検討状況：整備方針に、オールジェンダートイレの記載を追加

	項目	整備等の方針（□：全駅共通、◇：一部駅）
駅舎	11.トイレ	□(11-1) 個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房等のあるバリアフリースペース（車椅子対応トイレを含む）を設置する。 ◇(11-2) 高齢者、障がい者等の利用の状況に応じ、大規模な改良時等において、車椅子利用者用便房のほか、車椅子利用者用簡易型便房、オストメイト設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房等のトイレの機能の分散化について検討する。また、分散化にあたっては、各便房の機能をわかりやすく表示するための案内用図記号（ピクトグラム）を設置する。 □(11-3) 高齢者、障がい者、異性介助者、トランスジェンダー、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいように、施設の用途、規模に応じて計画・設計を行う。また、オールジェンダートイレの設置について検討する。

□修正項目:5-4鉄道施設の整備等の方針・内容 12. 休憩施設

□検討状況:整備方針及び内容に、カームダウン/クールダウンの記載を追加

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
	12. 休憩設備	□(12-1) 旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲内で、ホームやコンコース等の可能な場所に休憩設備等を設ける。 □(12-2) 休憩設備等には優先席の設置に努める。また、その付近に、当該優先席等を利用することができる者を表示する標識を設ける。 ◇(12-3) 大規模な旅客施設においては、乳幼児連れの旅客のためのスペースや、カームダウン/クールダウンスペースを配置することが望ましい。

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
	12. 休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	調整中		○

○:関連事業

□修正項目：5-5バス車両及びタクシー車両の整備等の方針 Ⅰ はじめに

□検討状況：空港アクセスバスの取扱い(基本構想で進捗管理する意義に繋がる内容)を追記

5-5-Ⅰ はじめに

大阪市内で乗合バスを運行する事業者8社全体でみると、令和3(2021)年12月末時点で、乗合バス車両(基準適用除外認定車両等は除く)のうち、公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両として、ノンステップ及びワンステップバスの導入率は99%、そのうち、ノンステップバスの占める割合は、70%を超える状況となっています。また、残りの1%については一般路線を運行するリフト付きバス車両等となっています。各バス事業者においては、道路構造等の物理的条件で運行不可能な路線で使用する車両等を除き、車両更新時においてノンステップバスを導入されています。なお、大阪市内では主に大阪シティバス(株)が主な車両運行を担っており、同社の乗合バス車両(基準適用除外認定車両等は除く)(547 両)のうち1両を除く全てがノンステップバスとなっています。

乗合の都市間路線バス(高速バス、空港アクセスバス等)については、一般には旅客の手荷物を収納する荷物室等が設けられた床の高いタイプの車両(ハイデッカー)が用いられていることから、床高さに係る基準(65cm以下)を満たせず、適用除外車両という位置づけになっています。

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は令和3年4月に施行され、「乗合バス車両の2025年目標として、乗合バスのリフト付きバス等(適用除外車両)について、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。」とされています。

平成18(2006)年に制定されたバリアフリー法において福祉タクシー車両が新たに適合義務の対象として含まれて以降、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機会として、ユニバーサルデザインタクシー(以下、「UD タクシー」という。)の普及促進が各地で図られ、現行の国の基本方針においては、UD タクシーを含めた福祉タクシー車両の導入目標が掲げられています。

本市においては、令和元(2019)年からUD タクシー普及促進に向けた補助制度を開始しました。現在、大阪・関西万博開催を視野に入れ、国の基本方針における目標年次を1年前倒しし、令和6(2024)年度末までに、市内総タクシー台数の25%をUD タクシーとする目標の達成に向け、国や大阪府と連携した取組を進めています。

□修正項目:5-5 バス車両及びタクシー車両の整備等の方針 3 整備等の内容

□検討状況:関係者欄及び心のバリアフリーの取組を追加

■バス車両の整備等の内容

整備 項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
市内路線 バス車両	ノンステップバスの導入		○	大阪シティバス、
	障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記号(ピクトグラム)の表示		○	大阪バス、近鉄バス、阪神バス、南海バス、阪急バス、京阪バス、北港観光バス
空港アクセスバス	リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の検討		○	阪急観光バス、大阪バス、関西空港交通、近鉄バス、日本交通、阪神バス
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施		継続実施	各バス事業者
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発※)	大阪シティバス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●(教育啓発※)	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	●(教育啓発※)	
調整中			阪急観光バス	

関係者
確認中

整備 項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
心のバリアフリー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について車内放送や画像掲出等の実施	●（教育啓発※）	大阪バス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●（教育啓発※）	
	調整中			関西空港交通
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	○	近鉄バス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	○	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催	○	
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校における車椅子体験学習の実施	○	
	調整中			日本交通
	調整中			阪神バス
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について、車内放送及びステッカー掲出の実施	●（教育啓発※）	南海バス

整備 項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
心のバリアフリー	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	○	南海バス
		接遇向上のための車いす乗車研修	●（教育啓発※）	
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	○	
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校の「バスの乗り方教室」の実施協力	○	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	●（教育啓発※）	阪急バス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●（教育啓発※）	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		
		職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	●（教育啓発※）	
	調整中			京阪バス
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	車内に優先席の適切な利用等について、車内放送及びポスター掲示の実施	●（教育啓発※）	北港観光バス
	運転手への研修・教育の実施	運転手の接遇向上や理解促進のための研修の実施	●（教育啓発※）	

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
心のバリアフリー	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による運転手の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会のセミナー等に参加	●(教育啓発※)	北港観光バス

●:特定事業、○:関連事業

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

■タクシー車両の整備等の内容

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
車両	ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	各タクシー事業者
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施		継続実施	各タクシー事業者
	職員への研修・教育の実施	職員及び運転者の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●(教育啓発※)	大阪タクシー協会
		職員及び運行管理者等の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修会等への参加		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員や運行管理者等の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催及び参加	●(教育啓発※)	
	職員への研修・教育の実施	運転者の接遇向上や理解促進のための研修等の実施	●(教育啓発※)	大阪タクシーセンター

●:特定事業、○:関連事業

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

□修正項目:6.心のバリアフリー | 位置づけ

□検討状況:SOGIESC の多様性に留意することについて追加

6-1 教育啓発事業の位置づけ

現行基本構想においては、ソフト面の取組として、施設利用支援の取組をはじめ、バリアフリーへの関心の喚起や理解の深化、まちづくりへの参加に係る取組を記載し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を図るため、ハード面のバリアフリー化整備にあわせ、大阪市、鉄軌道事業者、道路管理者、交通管理者等による取組が継続的に実施されています。

国においては、真の共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するため、令和2(2020)年5月にバリアフリー法が改正され、基本構想に基づき市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として教育啓発特定事業が創設されました。

法改正の趣旨を踏まえ、市民や関係者が、高齢者、障がい者や **SOGIESC の多様性等**を理解し、高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、移動等の円滑化を積極的に支援するよう、ソフト面の取組を強化する必要があります。

□修正項目:6.心のバリアフリー 3 取組内容

□検討状況:大阪市の取組を追加

6-3 教育啓発事業の取組内容

取組区分は次のとおりです。

取組区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	不定期に実施するもの、実施に向けた検討等が必要な事業	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※教育啓発特定事業は、基本的には基本構想の計画期間内に継続的に実施するものであり、実施したことをもって評価することを想定しています。また、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の人も対象に実施するものがあります。

■教育啓発事業の取組内容

(概要:対象区域は大阪市内)

内容	取組区分	関係者	備考
一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者	5-4 5-5 5-6 を参照
職員への研修・教育の実施	●	大阪市	下記を参照
		鉄軌道事業者 バス事業者 タクシーセンター	5-4 5-5 を参照
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市	下記を参照
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者	
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●	大阪市	下記を参照

●:特定事業、○:関連事業

(大阪市の取組:対象区域は大阪市内)

取組内容	取組区分
一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●
職員への研修・教育の実施	●

	マニュアル作成や、研修等の実施	
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・ 情報提供	大阪市交通バリアフリー基本構想をはじめとする大阪市の交通バリアフリーの取組状況についてホームページで情報発信	●
	大阪市出前講座「すべての人が安全かつ快適に移動できるバリアフリーのまちづくり」の実施	
	交通バリアフリーマップの作成	●
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	「あいサポート運動」の実施	●
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校等における車椅子体験学習の実施	●
	小学校等におけるアイマスク歩行体験学習の実施	
	小学校等における障がい者との交流・共同学習会の実施	
	小中学校等における高齢者との交流及び高齢者疑似体験学習の実施	

●：特定事業

□修正項目:参考資料Ⅰ 基本構想における対象者及び特性

□検討状況:LGBTQ+を追加

■対象者

・高齢者 ・肢体不自由者 (車椅子使用者) ・肢体不自由者 (車椅子使用者以外) ・内部障害者 ・視覚障害者	・聴覚・言語障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者	・妊産婦 ・乳幼児連れ ・外国人 ・LGBTQ+ ・その他
--	--	---

出典:道路の移動等円滑化に関するガイドライン(国土交通省道路局、R4.6)

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

□修正項目:参考資料Ⅰ 主な特性

□検討状況:LGBTQ+を追加

LGBTQ+	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が一致していない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)等、性的マイノリティ(性的少数者)のこと。 性別表示のないトイレは、一部のトランスジェンダーや男女どちらのトイレも使いにくいと感じている人や、異性介助の人々にとって使いやすい。また、例えば他国では同性同士が結婚することや子どもを持つことは、もはや珍しいことではなくなっている。 そうした人々が疎外感や不利益を感じることをないよう、家族・カップルなどの在り方が多様化していることを前提とした対応が必要である。
--------	--

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

■天王寺・阿倍野地区基本構想

(主な検討内容)

- ・生活関連施設及び生活関連経路の追加、変更
- ・生活関連経路の設定に、「地上経路・地下経路・歩道橋の連続性確保」を追加

(検討状況)

目次	項目	検討状況	備考
2-5 地区のバリアフリー化方針	バリアフリー化整備の背景 現状の課題	・ワークショップ等の意見を踏まえ、バリアフリー化整備の背景、現状の課題を今回作成	資料3
4-1 生活関連施設設定	生活関連施設一覧	・「街角の年金相談センター 天王寺」を追加	資料3
4-2 生活関連経路設定	生活関連経路設定	・地上経路と地下経路、歩道橋の連続性の確保(結節拠点)を追記	資料3
		・地下経路として、天王寺公園からあべのキューズタウンのルート、鉄道各駅からあべのルシアスのルートの追加 ・乗換経路として、大阪メトロ谷町線南改札から近鉄西改札のルートの追加、大阪メトロ御堂筋線西改札～阪堺改札の追加及び他の経路の修正	資料3
	生活関連施設・経路図	・上記施設及びルートの追加	資料3
5-6 道路・交差点等の整備等の方針及び内容	3 整備等の内容	・地上経路と地下経路、歩道橋の連続性確保(結節拠点)の追加、及び生活関連経路の追加に伴う整備等の内容及び関係者の修正	調整中

※地区ワークショップの意見を踏まえた、各施設の整備等の方針・内容の検討状況は、資料2を参照。

次ページ以降に、変更原案の検討内容を示す(全地区共通の骨子及び第6回協議会から変更した箇所は赤字で示す。)

□修正項目：2-5地区のバリアフリー化方針 バリアフリー化整備の背景 現状の課題

□検討状況：各地区ワークショップ等の意見を踏まえて追加

2-5 地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

天王寺・阿倍野地区は、大阪市を代表するターミナルの1つです。これまで、基本構想の「交通バリアフリー化による移動の円滑化を図り、賑わいのある人にやさしいまちをめざす」を地区の基本理念として、阿倍野歩道橋の整備やこれら歩道橋や鉄道駅間の乗り換えに係るエレベーターの整備が進められてきました。また、駅舎内においては、ホームの安全対策やトイレの多機能化が図られ、主要な経路では、歩道における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音響信号機の設置が進められてきました。

さらに、阿倍野再開発事業により、地下経路の整備やあべの筋の拡幅などが進められ、地下・地上・歩道橋の各レベルで円滑な移動が可能な歩行者空間が整備されてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

(2) 主な現状の課題

①駅舎に関する事項

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること

- ・乗り換え経路上や移動経路上の誘導用ブロック敷設位置の見直しや追加
- ・券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ等)
- ・ホームにおける列車の案内や安全対策(ホーム柵の設置)
- ・乗り換え経路や地下経路の垂直移動経路の分かりやすい案内誘導

■社会状況の変化等に応じた取組に関すること

- ・無人改札への対応(インターホンの音声案内の整備や点字対応)
- ・エレベーターの増設(バリアフリールートの複数化)、大型化
- ・オールジェンダートイレやカームダウン/クールダウンスペースの設置

②道路・交差点に関する事項

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること

- ・車道と歩道の縁石の段差の解消、歩道の勾配の見直し
- ・生活関連経路における誘導用ブロックの敷設箇所の追加
- ・音響信号機の音の大きさや種類
- ・歩道橋・地下街(乗り換え経路を含む)の分かりやすい案内誘導
- ・歩道橋上のエレベーターの増設(バリアフリールートの複数化等)
- ・歩道にはみ出している店舗看板等の撤去
- ・生活関連経路における誘導用ブロックの維持管理

□修正項目:4-1 生活関連施設設定 生活関連施設一覧

□検討状況:街角の年金相談センター 天王寺を追加

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		JR 天王寺駅
		近鉄大阪阿部野橋駅
		大阪メトロ御堂筋線天王寺駅
		大阪メトロ谷町線天王寺駅
		大阪メトロ谷町線阿倍野駅
		阪堺上町線天王寺駅前駅
官公庁等施設	官公庁施設	天王寺年金事務所
		あべのメディックス(大阪市保健所、あべの市税事務所)
		あべのルシアス(環境局)
		あべのフォルサ(阿倍野防災センター、阿倍野屋内プール)
		天王寺サービスカウンター
		街角の年金相談センター 天王寺
	郵便局、銀行	-
教育・文化施設	教育施設	-
	文化施設	アポロビル(あべのアポロシネマ含む)
		あべのベルタ
医療・福祉施設	医療施設	四天王寺病院
		正啓会西下胃腸病院
		大阪公立大学医学部附属病院
		JR 大阪鉄道病院
		相愛会相原第二病院
	福祉施設	-
商業施設		天王寺ステーションビルディング
		天王寺ターミナルビル(Mio)
		アポロビル(あべのアポロシネマ含む)
		センタービル
		あべのHoop
		あべのハルカス
		あべのキューズタウン
		あべのand
宿泊施設		都シティ大阪天王寺
		大阪マリオット 都ホテル
公園・運動施設	公園	天王寺公園
	運動施設	あべのスポーツセンター
その他の施設	その他	四天王寺

□修正項目:4-2 生活関連経路設定 生活関連経路設定

□検討状況:地上経路と地下経路の連続性の確保(結節拠点)を追記

4-2 生活関連経路設定

全ての経路においてバリアフリー化されることが望ましいが、天王寺・阿倍野地区では広い範囲で面的に広がった歩行者ネットワークを形成しているため、整備量が膨大なものとなります。このため、優先的に整備する1経路を基本としつつ、次に示す経路に分類し、生活関連経路として設定します。

(1) 地上経路

すでに歩道が整備されている道路を考慮し、駅から周辺的生活関連施設(官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など)への移動経路を生活関連経路として設定します。

(2) 地下経路

自動車との完全分離が図れて安全に通行できるほか、雨天時なども天候や季節が悪い時でも快適に歩行できることから、多層階にもわたる歩行者ネットワークを形成する地下ルートを生生活関連経路として設定します。

(3) 歩道橋

自動車との完全分離が図れて安全に通行できることから、移動の円滑化を図る歩行者ネットワークの一つとして設定します。

(4) 地上経路・地下経路・歩道橋の連続性確保(結節拠点)

利用者が著しく多い経路上の主な分岐点、道路横断箇所(主要な交差点)及び地上経路、地下経路、歩道橋の連続性が望まれる箇所を「結節拠点」として位置づける。地上経路、地下経路、歩道橋の上下移動の円滑化及び平面横断の円滑化を図り、立体的な歩行者ネットワークの拠点として機能させる。

(5) 他地区との連続性

重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路(重点整備地区間で生活関連経路に当たる道路が連続している場合、その経路について生活関連経路として設定)

(6) 鉄道駅乗り換え経路

複数の鉄道駅間の乗り換えにおいて、鉄道施設内で乗り換え経路の確保が必要な道路、地下街、鉄道施設内通路を「鉄道駅乗り換え経路」として設定します。

□修正項目：4-2 生活関連経路設定 生活関連経路設定

□検討状況：地下経路として、天王寺公園からあべのキューズタウンのルート、鉄道各駅からあべのルシアスのルートの追加、乗換経路として、大阪メトロ谷町線南改札から近鉄西改札のルートを追加、ルートの精査

生活関連施設の路線名

番号	路線名
1	大阪和泉南線
2	大阪高石線
3	今宮平野線
4	恵美須城東線
5	阿倍野区第924-1号線
6	国道25号
7	阿倍野区第893号線
8	金塚南北線
9	金塚東西線
10	阿倍野木津川線
11	南北地下経路(天王寺公園～あべのキューズタウンのルート)
12	東西地下経路(鉄道各駅～あべのルシアスのルート)
13	阿倍野歩道橋

鉄道駅乗り換え経路

番号	路線名
A	JR 中央改札～大阪メトロ谷町線北改札
B	大阪メトロ谷町線南改札～近鉄西改札
C	JR 中央改札～大阪メトロ御堂筋線西改札～近鉄西改札
D	大阪メトロ御堂筋線西改札～阪堺改札
E	JR 東改札～大阪メトロ御堂筋線東改札
F	JR 東改札～近鉄西改札

□修正項目：4-2 生活関連経路設定 生活関連施設・経路図
□検討状況：上記施設及びルートの追加
天王寺・阿倍野地区生活関連施設・経路図「検討用資料」

生活関連経路の路線名

1

大阪和泉南線

2

大阪高石線

3

今宮平野線

4

恵美須城東線

5

阿倍野区第924-1号線

6

国道25号

7

阿倍野区第893号線

8

金塚南北線

9

金塚東西線

10

阿倍野木津川線

11

南北地下経路（天王寺公園～あべのキューズタウンのルート）

12

東西地下経路（鉄道各駅～あべのルシアスのルート）

13

阿倍野歩道橋

凡 例

重点整備地区

生活関連経路

新しく追加した経路

その他の経路（地下経路）

その他の経路（デッキ）

視覚障がい者誘導用ブロック（線誘導）

視覚障がい者誘導用ブロック（街角整備）

視覚障がい者誘導用ブロック（上記以外整備）

視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道無し）

視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道の有効幅員150cm未満）

視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道の有効幅員150cm以上）

新たに追加検討する施設（赤字表示）

JR

私鉄（地上）

私鉄（地下）

生活関連施設（施設別）

旅客施設

官公庁等施設

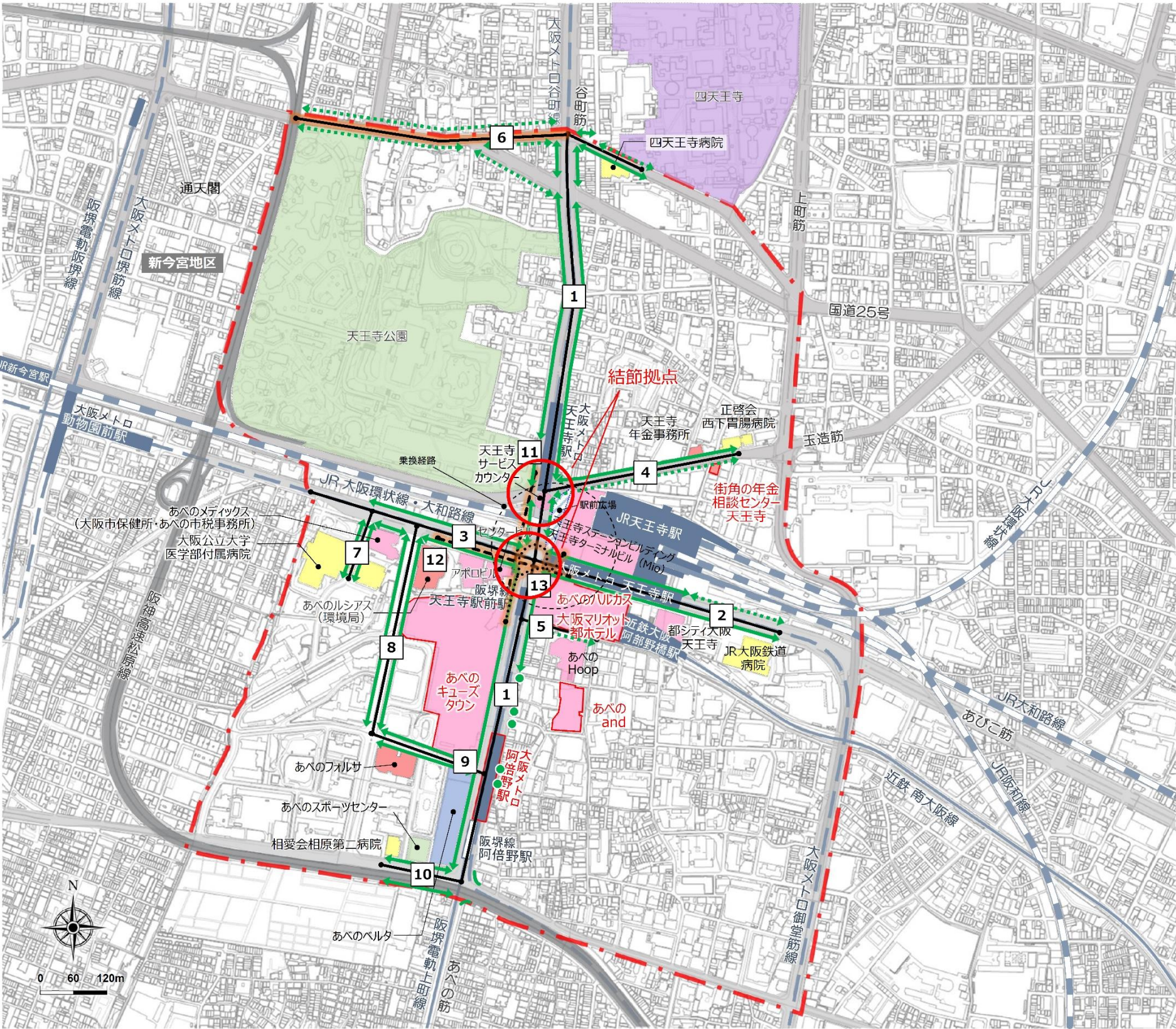
教育・文化施設

医療・福祉施設

公園・運動施設

商業・宿泊施設

その他の施設



■新大阪地区基本構想

(主な検討内容)

- ・地区概要に駅の構造、交通結節施設を追加
- ・駅前広場の追加

(検討状況)

目次	項目	検討状況	備考
2-4 地区の概要	(2) 鉄道施設	・新大阪駅まちづくり方針を参考として、駅の構造について追加	資料3
	(3) 交通結節施設	・新大阪駅まちづくり方針を参考として、交通結節施設の現状について追加	資料3
2-5 地区のバリアフリー化方針	バリアフリー化整備の背景 現状の課題	・ワークショップ等の意見を踏まえ、バリアフリー化整備の背景、現状の課題を今回作成	資料3
3-3 重点整備地区の区域設定	重点整備地区図	・駅前広場について南側広場に加えて、4か所を追加	資料3
4-3 生活関連施設・経路図	生活関連施設・経路図	・駅前広場について南側広場に加えて、4か所を追加	資料3
5-6 道路・交差点の整備等の方針・内容	6. 駅前広場	・駅前広場の追加に伴う整備等の内容及び関係者の修正	調整中

※地区ワークショップの意見を踏まえた、各施設の整備等の方針・内容の検討状況は、資料2を参照。

次ページ以降に、変更原案の検討内容を示す(全地区共通の骨子及び第6回協議会から変更した箇所は赤字で示す。)

□修正項目：2-4 地区の概要 (2) 鉄道施設

□検討状況：新大阪駅まちづくり方針を参考として、駅の構造について追加

(2) 鉄道施設

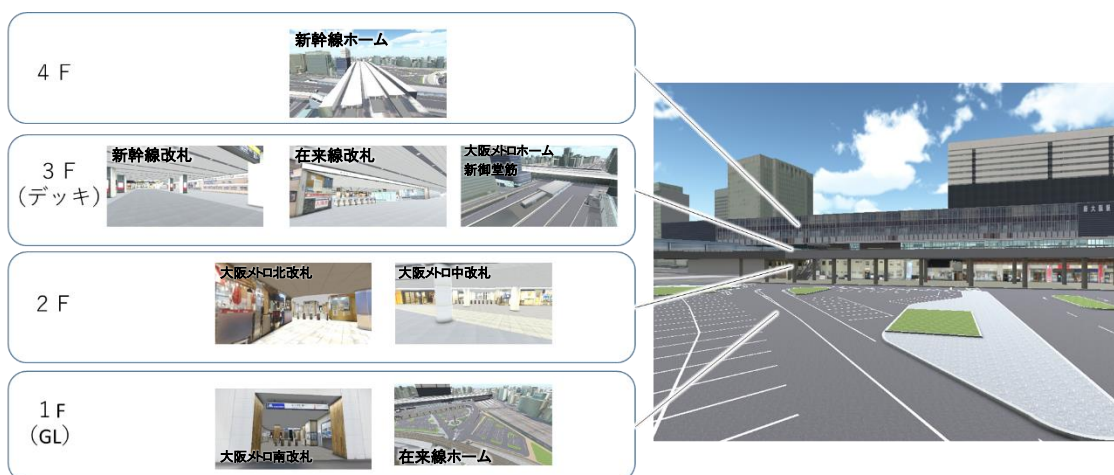
新大阪地区に立地している、JR 東海（東海道・山陽新幹線）新大阪駅、JR 西日本（東海道線）新大阪駅、大阪メトロ（御堂筋線）新大阪駅は、通勤・通学者等の日常的な利用者に加えて、全国各地からの利用も多く、これら3駅合計の一日の平均利用者数は約 45 万人となっています（令和元年度時点）。

駅の構造としては、立体的にはJRや大阪メトロ、新幹線のホームや改札のレベルが地上レベルから4階レベルまでの4層に分けられています。駅周辺は、平面的には、新幹線及びそれと交差する JR 在来線や新御堂筋により、駅を中心に概ね6つのブロックに分かれている状況です。

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度
JR 東海（東海道・山陽新幹線）新大阪駅	132	159
JR 西日本（東海道線）新大阪駅	88	138
大阪メトロ（御堂筋線）新大阪駅	108	152
合計	328	449

○新大阪駅の構造(主な内容)



	新大阪駅の立体的な構造(主なもの)
4F	新幹線のホーム
3F	新幹線・在来線の改札、駅内通路(南北、東西)、駅前広場のタクシー等の乗降空間、新御堂筋(高架道路)、大阪メトロのホーム
2F	大阪メトロ改札(北口、中央口)
1F	JR在来線のホーム、大阪メトロ改札(南口)、駐車場、高速バス

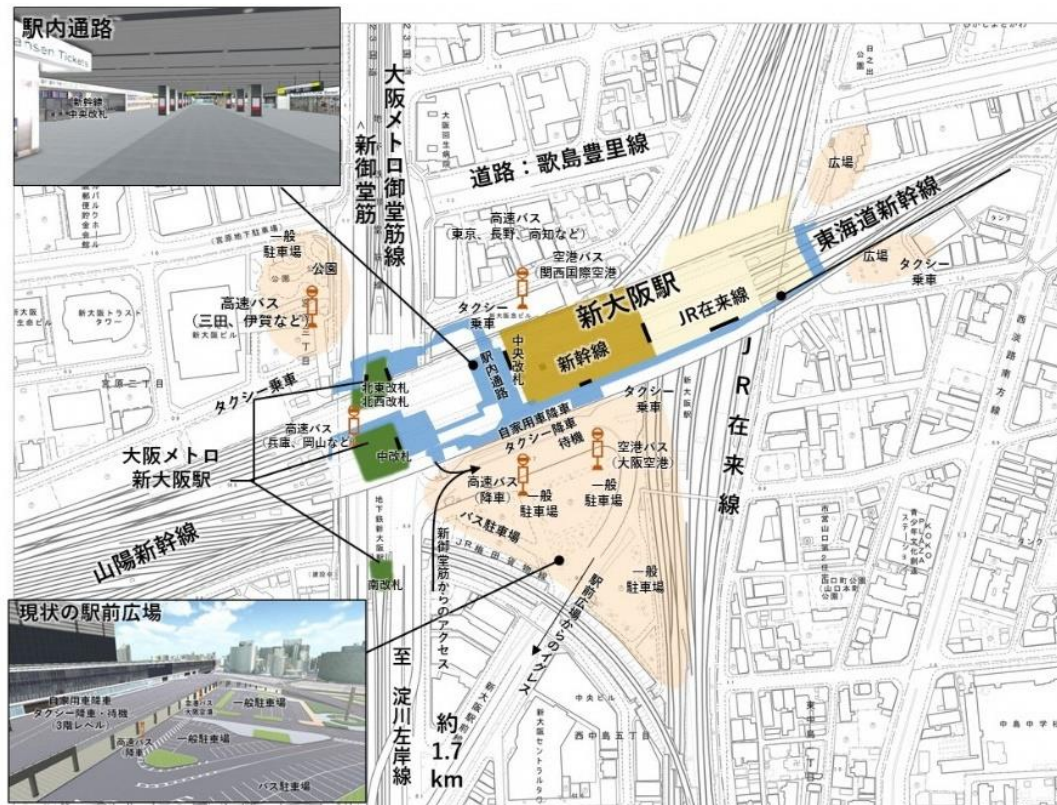
出典:新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり方針 2022

□修正項目:2-4 地区の概要 (3) 交通結節施設

□検討状況:新大阪駅まちづくり方針を参考として、交通結節施設の現状について追加

(3) 交通結節施設

新大阪駅エリアの交通結節施設は、現状においては、タクシー、バス、一般車の乗降機能が南側の広場を中心に、北西側、北側、北東側、南東側に配置されています。特に、南側広場は、新御堂筋と直結するなど広域の自動車交通の接続機能を受け持っています。



出典:新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり方針 2022

空港アクセスバス運行状況 確認中

場所	行き先	バス事業者	運行本数(日)
駅前広場(南側)	大阪(伊丹)空港	阪急観光バス	69本

※運行本数は空港から新大阪着を含む

□修正項目：2-5地区のバリアフリー化方針 バリアフリー化整備の背景 現状の課題

□検討状況：各地区ワークショップ等の意見を踏まえて追加

2-5 地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

新大阪地区は、全国と大阪を結ぶ広域的なターミナルを形成している地区です。これまで、基本構想の「誰もが安全・快適に移動できる“大阪の玄関口”新大阪～すべての人にやさしいまちを目指して～」を地区の基本理念として、駅舎内では誘導ブロックの敷設やエレベーターの整備、ホームの安全対策、トイレの多機能化が進められてきました。また、主要な経路において、全て整備済みにはなっていませんが、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等が進められてきました。

さらに、新大阪駅の大規模改良工事により、JR 新大阪駅北口通路の開設や新大阪阪急ビルの供用、大阪メトロ御堂筋線北側部分のリニューアルが行われ、新大阪駅と駅北側エリアを結ぶ歩行者空間が整備されてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

(2) 主な現状の課題

①駅舎に関する事項

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること

- ・乗り換え経路上や移動経路上の誘導ブロック敷設箇所の追加
- ・乗り換え経路や垂直移動経路の分かりやすい案内誘導
- ・階段の手すり形状や点字表記の見直し

■社会状況の変化等に応じた取組に関すること

- ・無人改札への対応(インターホン等への誘導、案内の充実)
- ・エレベーターの増設(バリアフリールートの複数化)、大型化
- ・オールジェンダートイレ等の設置

②道路・交差点に関する事項

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること

- ・車道と歩道の縁石の段差の解消、歩道の勾配の見直し
- ・デッキを含めた生活関連経路における誘導用ブロックの敷設、敷設箇所の追加
- ・デッキ(乗り換え経路含む)、駅前広場の分かりやすい案内誘導
- ・音響信号機の追加設置、維持管理、音の大きさや種類の見直し
- ・デッキ上のエレベーターの増設、スロープの設置(バリアフリールートの複数化等)
- ・生活関連経路における誘導用ブロックの維持管理

□修正項目:3-3 重点整備地区の区域設定 重点整備地区図

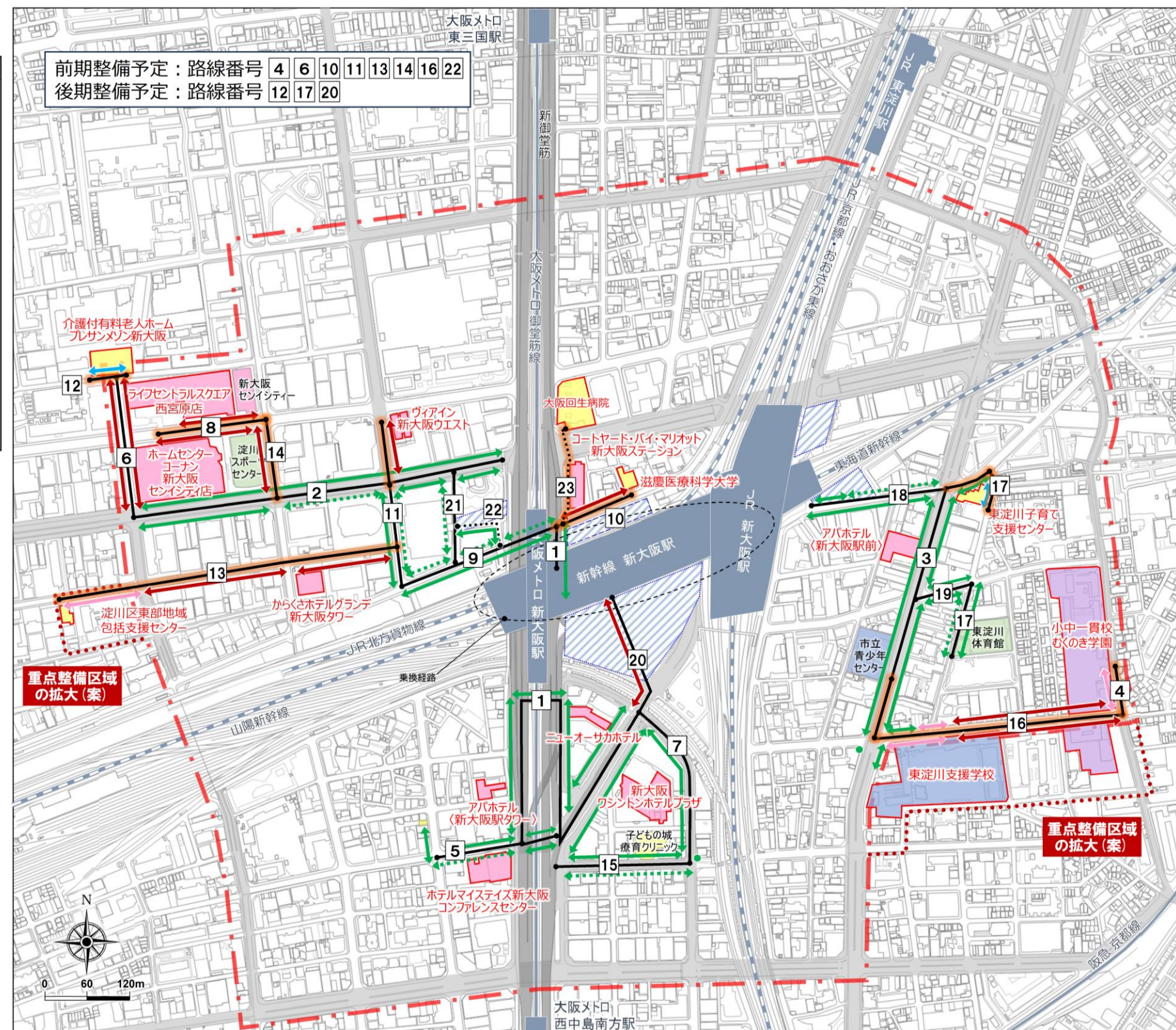
4-3 生活関連施設・経路図

□検討状況：駅前広場について南側広場に加えて、4か所を追加

新大阪地区生活関連施設・経路図「検討用資料」

生活関連経路の路線名	
1	国道423号 (新御堂筋)
2	歌島豊里線
3	西淡路南方線
4	熊野大阪線
5	淀川区第1081号線
6	淀川区第1171号線
7	淀川区第1189号線
8	淀川区第1215号線
9	淀川区第1224号線
10	淀川区第1227号線
11	淀川区第1258号線
12	淀川区第1281号線
13	淀川区第1311号線
14	淀川区第1356号線
15	淀川区第1527号線
16	東淀川区第833号線
17	東淀川区第999号線
18	東淀川区第1238号線
19	東淀川区第1479号線
20	新大阪駅前広場
21	新大阪駅北口広場
22	新大阪駅北口デッキ(西)
23	新大阪駅北口デッキ(東)

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	新しく追加した経路
	その他の経路（デッキ）
	視覚障がい者誘導用ブロック（線誘導）
	視覚障がい者誘導用ブロック（街角整備）
	視覚障がい者誘導用ブロック（上記以外整備）
	視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道無し）
	視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道の有効幅員150cm未満）
	視覚障がい者誘導用ブロック未整備箇所（歩道の有効幅員150cm以上）
	新たに追加検討する施設（赤字表示）
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
	駅前広場
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



※開発状況に応じて見直しも必要となる